

# 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン」改正案の概要

平成30年11月27日  
法務省大臣官房司法法制部

## 1 趣旨

平成18年6月20日に制定した裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）について、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第6条第6号に規定する「相当な方法」として、一定の要件の下、電子メールによる通知方法が許容されることを明らかにするため、所要の改正を行うもの。

## 2 概要

ガイドラインについて以下のとおり見直すこととする。

### (1) 電子メールによる通知方法に係る記載の追加

ガイドライン2(6)アに、「重要な事項を通知する場合」における「相当な方法」として、以下の①及び②の方法が含まれる旨並びにこれらの方法を用いるに当たっては、テストメールの送信その他の方法により、送信先の電子メールアドレスが通知の相手方のものであって、当該通知の受領等に用いることができるものである旨を事前に確認する措置を講ずる必要がある旨の記載を追加する。

- ① 電子メールにより送信した上、通知の相手方に到達（相手方が当該メールを受信した上、開封することをいう。）の事実及びその日時を電話等により確認し、その旨を適切に記録化する方法
- ② 電子メールにより送信した上、通知の相手方に到達（相手方が当該メールを受信した上、開封することをいう。）した旨及びその日時を確認することのできる内容の電子メールを通知の相手方から受信する方法

### (2) その他

その他、用語の整理等、所要の技術的修正を行う。

## 3 施行期日（予定）

平成31年1月下旬